

平成24年(ワ)第206号、同第543号 柏崎刈羽原子力発電所運転差止請求事件

原告 吉田隆介ほか189名

被告 東京電力株式会社

求 釈 明 の 申 立 書

平成25年8月30日

新潟地方裁判所第2民事部合議係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 和 田 光 弘

同 高 野 義 雄

同 松 永 仁

同 近 藤 正 道

同 小 泉 一 樹

同 大 澤 理 尋

同 海 津 諭

同 坂 西 哲 昌

ほか

佐渡海盆東縁部の断層に関する被告準備書面(2)における被告の主張に不明確な点

があるので、争点を明確にするため、原告らは被告に対し、下記の釈明を求める。

記

第1 F-B断層について

1 被告は、「F-B褶曲群」に基づき設定する断層を「F-B断層」と呼ぶものとしている（被告準備書面(2)96頁）。「褶曲群」という語は、複数の褶曲が存在することを前提とする語であるから、被告は、佐渡海盆東縁部に褶曲が形成される原因となった活断層が複数存在すると考えている可能性がある。しかし、被告は「F-B断層群」という呼び方をしておらず、被告準備書面(2)別冊の図38には、「F-B断層」として1本の曲線が描かれているだけである。被告は、佐渡海盆東縁部に存在する活断層について、「F-B断層」1つだけであると主張するのか、2つ存在すると主張するのか、あるいはそれ以上存在すると主張するのかを明確にされたい。

2 佐渡海盆東縁部には複数の活断層が存在すると被告が主張する場合は、複数の活断層の地下における位置関係(断層構造)を図に示して明らかにされたい。

3 被告は、「F-B褶曲群については・・・長さ約27kmの耐震設計上考慮する活断層と評価されるが、安全設計上、不確かさの考慮として・・・長さ約36kmとしている。」と主張している（被告準備書面(2)83頁）。被告は、「F-B断層」の長さを約27kmと主張するのか約36kmと主張するのかを明確にされたい。

なお、佐渡海盆東縁部に活断層が複数存在すると主張する場合は、各断層の長さを個別に明確に主張されたい。

4 被告は、被告準備書面(2)別冊の図27に「F-B褶曲群」という文字を記入しているが、「F-B断層」という文字を記入していないうえ、「F-B褶曲群」という文字を記入した付近には27kmから36km程度に達する長さの、逆断層を示す三角つき赤色実線も、伏在逆断層を示す三角つき赤色点線も記入していない。同別冊の図28においても、そのような赤色実線及び赤色点

線は記入されていない。被告は、同別冊の図38には「F-B断層」という文字を記入して赤色の実線でその断層を示しているが、同図には図28に記載されているような測線が記載されておらず、断層の位置が不明確である。よって、被告は、同別冊の図28と同様に測線を記載した図に「F-B断層」の位置を記入して、「F-B断層」の位置を明確に主張されたい。

なお、佐渡海盆東縁部に活断層が複数存在すると主張する場合は、各断層の位置も同じ図に明示されたい。

第2 プログラデーションについて

- 1 被告は、「F-B褶曲群北方延長部に位置する佐渡海盆東縁部の大陸棚斜面については、・・・B層及びBu層に陸側から海側へ傾斜するプログラデーションパターンを示す地層が分布し、大陸棚斜面を形成していることが認められる」と主張する（被告準備書面(2)84頁）一方で、「佐渡海盆東縁部の大陸棚斜面に見られる堆積構造は、堆積物が陸から海へ供給され前進的に堆積（プログラデーション）した結果形成されたと考えられる。」とも主張している。被告は、「F-B褶曲群北方延長部に位置する佐渡海盆東縁部の大陸棚斜面」だけがプログラデーションによって形成されたと主張するのか、佐渡海盆東縁部の大陸棚斜面全体がプログラデーションによって形成されたと主張するのかを明らかにされたい。
- 2 被告は、上記のとおり「F-B褶曲群北方延長部に位置する佐渡海盆東縁部の大陸棚斜面については、・・・B層及びBu層に陸側から海側へ傾斜するプログラデーションパターンを示す地層が分布し、大陸棚斜面を形成している」と主張しているが、被告準備書面(2)別冊の中にその分布に関する図が含まれておらず、どの区域にどのような形態で分布すると主張するのか不明である。よって、プログラデーションパターンを示す地層が分布する区域及びその地層の形態を図に示して明らかにされたい。

第3 角田山・弥彦山付近の段丘面について

- 1 被告は、「角田山付近に分布するM I 面は地形の傾斜方向と逆の西方に傾動している」と主張している（被告準備書面(2)85頁）が、西方に傾動している地点を特定していない。しかし、角田山付近では、M I 面（被告はこれをM I S 5 e の段丘面としている。）は、角田山の西側（海側）と東側（内陸側）の両方に存在しており、どこにあるM I 面が西方に傾動しているのかによって、逆断層運動との関係において有する意味が大きく変わる。よって、角田山付近のどこにあるM I 面が西方に傾動しているかと主張するのかを明確にされたい。
- 2 被告は、「くいちがい弾性論による検討結果によると、角田山・弥彦山周辺の段丘面高度には、角田・弥彦断層の活動による隆起が寄与すると考えることが合理的である」と主張している（被告準備書面(2)85頁）が、「くいちがい弾性論による検討結果」の具体的内容が不明である。よって、「くいちがい弾性論による検討」を誰が、いつ、どのように実施して、どのような結果が得られたのかを具体的に主張されたい。

第4 反射法地震探査について

被告は、「反射法地震探査の結果によると、佐渡海盆東縁部の大陸棚斜面付近には断層が認められない」と主張している（被告準備書面(2)85頁）が、「反射法地震探査の結果」の具体的内容が不明である。よって、被告が引用する「反射法地震探査」は、誰が、いつ実施し、どのような内容の結果が得られたものを指しているのかを具体的に主張されたい。

以

上